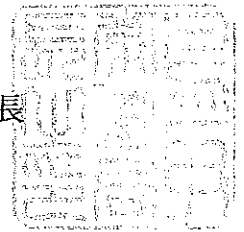


鳥 労 発 基 0711 第 5 号

平 成 30 年 7 月 11 日

関 係 機 関 ・ 団 体 の 代 表 者 殿

鳥 取 労 働 局 長



鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画の周知について

労働行政の推進につきましては、平素から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第6条の規定に基づき厚生労働省が策定した「第13次労働災害防止計画」をもとに、鳥取労働局において当該計画を進めていくための「鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画」を策定いたしました。

つきましては、貴職におかれましても当該計画の趣旨等を御理解いただき、引き続き労働災害防止対策の推進に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。



第13次労働災害防止推進計画（鳥取労働局）

計画期間：2018年度～2022年度

1 計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。さらに、少子高齢化による労働力人口の減少が進み、人手不足感が強まっている中、第三次産業の就業割合が増加しており就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければなりません。

2 計画の目標

全体

- 死亡災害：12次防期間中と比べて15%以上減少させ、13人以下とする。
- 死傷災害：2022年までに2017年と比較して5%以上減少させ、481人以下とする。

重点業種

- 建設業
死亡者数を12次防期間中と比べて15%以上減少させ、5人以下とする。
- 製造業、林業
2022年までに死傷者数を2017年と比較して5%以上減少させ、製造業90人以下、林業15人以下とする。
- 陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設
2022年までに死傷者数を2017年と比較して減少させる。

その他の目標

- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先のある労働者の割合を70%以上(51%：2017年)とする。
- ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を80%以上(56%：2017年)とする。
- 職場での熱中症による死傷者数を12次防期間中より減少させる。



鳥取労働局

3 労働災害の発生状況

死傷者数は減少がみられず 死亡者は毎年発生！

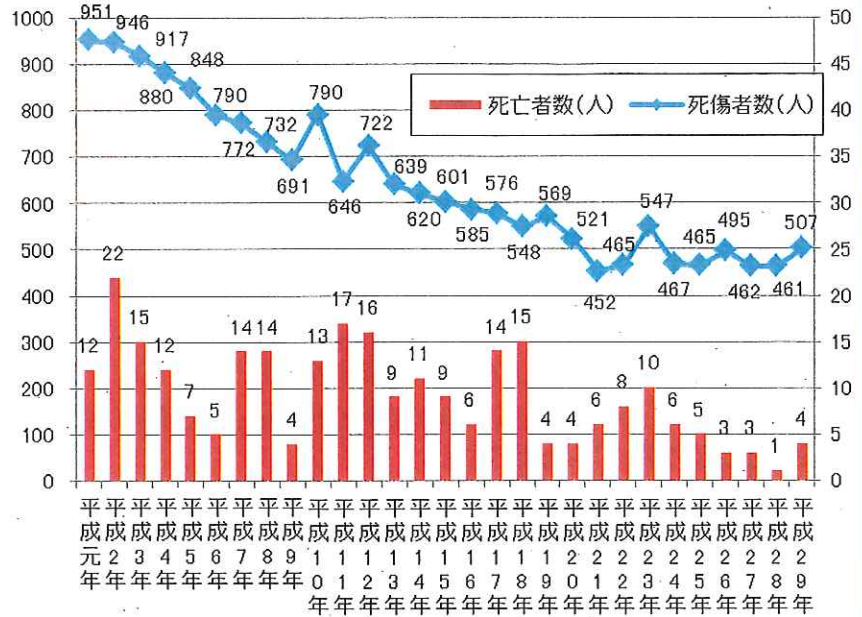
死傷者数は、長期的には減少傾向にありますが、平成21年以降、減少が止まり増減を繰り返して横ばい傾向となり500件前後で推移しています。
死亡者数は、平成23年以降減少してきていましたが、平成29年は増加に転じました。

死亡者を業種別にみると、製造業は各次防の期間で発生して「はさまれ・巻き込まれ」事故が多く、建設業は全産業に占める割合が4割を超え「墜落・転落」事故が多く、林業は全産業の2割を占めて9次防と比較すると唯一増加しています。

陸上貨物運送事業、小売業は「交通事故」による死亡者が減少したことにより大幅に減少しました。

※「死傷者数」とは、休業4日以上労働災害をいう。

鳥取県の死傷者数の推移（平成元年～平成29年）



	8次防	9次防	10次防	11次防	12次防
死傷者数	3833	3417	2879	2452	2390
死亡者数	44	66	48	34	16

第三次産業で労働災害の増加が顕著

業種別の死傷災害の推移（平成10年～平成29年）（増減率は%）

12次防期間の死傷者数は、9次防期間と比較して全産業で30%減少しました。
これを業種別にみると、製造業は48%、建設業は53%、林業は55%とそれぞれ減少しています。

陸上貨物運送事業では、全業種平均の減少幅より低い20%の減少率でした。

一方、社会福祉施設、小売業、飲食店等の第三次産業では、労働者数の増加に伴って災害が増加し、小売業は9%、社会福祉施設は343%、飲食店は26%とそれぞれ増加しました。

	9次防			10次防			11次防			12次防		
	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率
全産業	3417	2879	▲15.7	2452	▲28.2	2390	▲30.0					
製造業	957	726	▲24.1	562	▲41.3	502	▲47.5					
建設業	850	590	▲30.6	365	▲57.1	401	▲52.8					
林業	257	144	▲44.0	160	▲37.7	115	▲55.3					
陸上貨物運送事業	275	256	▲6.9	221	▲19.6	219	▲20.4					
社会福祉施設	40	88	120.0	115	187.5	177	342.5					
小売業	258	306	18.6	262	1.6	282	9.3					
飲食店	55	55	0	71	29.1	69	25.5					

第三次産業では転倒災害が激増！

各業種における最も多い事故の型の推移（平成10年～平成29年）（増減率は%）

9次防期間中に最も多かった事故の型を12次防期間中での増減を比較すると、製造業での「はさまれ・巻き込まれ」、建設業での「墜落・転落」、林業での「激突され」は大きく減少しました。
全産業では「転倒」が増加し、特に社会福祉施設、小売業では「転倒」災害が高い増加率を続けていることから対策が急がれます。

	9次防			10次防			11次防			12次防		
	最多の事故の型	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	死傷者数	9次防からの増減率	死傷者数	死傷者数
全産業	転倒	640	584	▲8.8	569	▲11.1	599	▲6.8				
製造業	はさまれ・巻き込まれ	285	229	▲19.6	187	▲34.4	151	▲47.0				
建設業	墜落・転落	271	211	▲22.1	133	▲50.9	153	▲43.5				
林業	激突され	46	37	▲19.6	54	17.4	35	▲20.9				
陸上貨物運送事業	墜落・転落	84	77	▲8.3	77	▲8.3	82	▲2.4				
社会福祉施設	転倒	14	28	100.0	45	221.4	76	442.9				
小売業	転倒	—	95	—	106	115.8	111	144.1				
飲食店	転倒	20	21	5.0	23	15.0	22	10.0				

※ 小売業は10次防からの推移。

4 労働者の健康確保をめぐる動向

ストレスチェックを活用してメンタルヘルス対策を進めましょう！

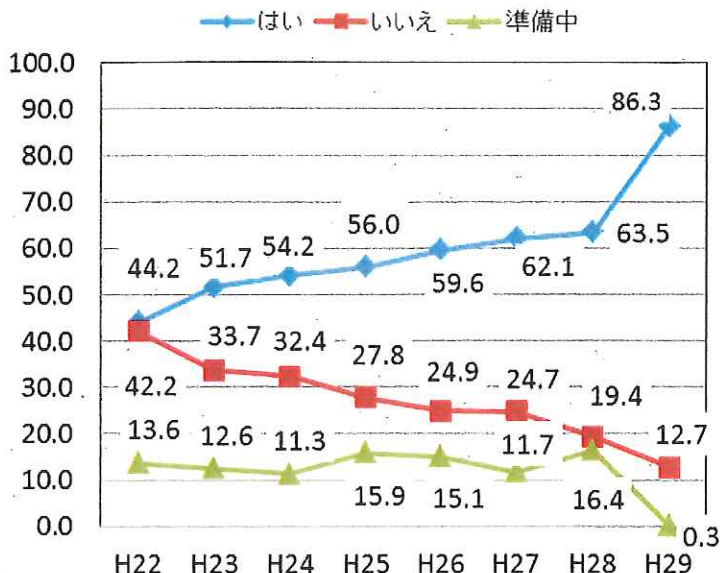
現在の仕事や職業生活に強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています。

併せて、精神障害による労災請求が増加している状況にあります。

労働者一人ひとりがストレスを把握し自身の気づきを促すとともに、労働者が安心してメンタルヘルス相談が受けられる環境整備の促進が必要です。ストレスチェックの結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用するなどメンタルヘルス対策を進めることが重要です。

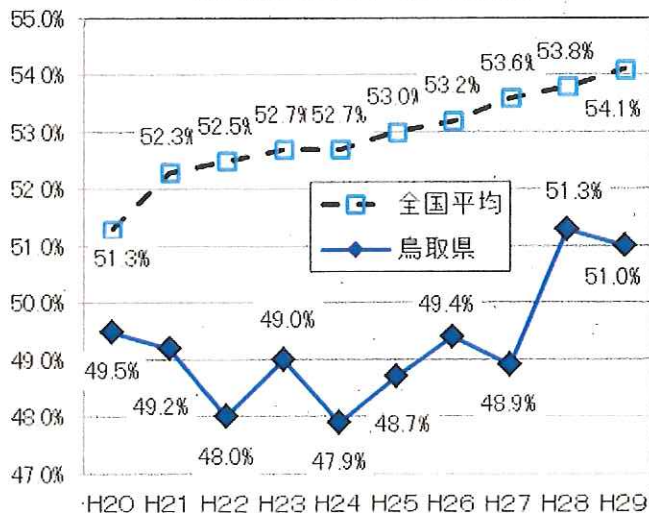
県内事業場のメンタルヘルス対策実施状況（労働者数30人以上）は、平成29年度で86.3%の実施状況です。平成27年12月に施行されたストレスチェック制度により実施率が急増しています。

メンタル対策実施状況（%）（鳥取）



労働者の2人に1人は健診項目のいずれかに異常所見があります！ 事業者は所見者について医師の意見を聴取しましょう。

一般健康診断の有所見率の推移
（鳥取県と全国平均との比較）



（注）「定期健康診断結果報告書」を取りまとめたもの。

鳥取県内における事業場の一般健康診断の有所見率は、全国に比べ低い状況ですが、平成25年から増加傾向にあります。（左図）

また、各健診項目をみると、脳・心臓疾患につながるリスクのある血中脂質、血圧の有所見率が高くなっています。事業者は、異常所見のある労働者については医師からの意見を聴取し、的確な就業上の措置を講じるとともに、労働者自らも健康管理に取り組む必要があります。

平成29年の健診項目別の有所見率（鳥取）

	全産業
聴力(1000Hz)	2.9%
聴力(4000Hz)	2.9%
胸部X線	2.6%
血圧	15.2%
貧血	8.3%
肝機能	14.6%
血中脂質	28.3%
血糖検査	9.5%
尿(糖)	2.8%
尿(蛋白)	3.3%
心電図	8.8%

熱中症は幅広い業種で発生しています！

熱中症は、屋内・屋外に関わらず高温や多湿の環境下によって体温調節や循環機能などの働きに異常をきたして発症するものです。

熱中症の死傷者数は、11次防期間、12次防期間とも9人で死亡者はありませんでした。

熱中症の予防は、気温への順化が重要であることから暑くなる前の早い時期から対策を図る必要があります。

また、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場では、WBGT値（暑さ指数）の測定とその結果に基づく休憩場所の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置の徹底を図ることが必要です。

11次防及び12次防期間中における熱中症の死傷者数（鳥取）

業種	11次防	12次防
建設業	6人	3人
製造業	2人	1人
小売業	0	1人
社会福祉施設	0	1人
飲食店	0	0
陸上貨物運送業	0	0
その他の業種	1人	3人
合計	9人	9人

5 重点対象ごとの具体的取組

重点業種対策

建設業対策

【目標】死亡者数を12次防期間中と比べて15%減少させて5人以下に

- 足場の設置が困難な場所における墜落制止用器具使用の徹底
- フルハーネス型安全帯使用の普及促進
- 足場の「より安全な措置」の一層の普及促進
- 未熟練者への安全衛生教育の確実な実施
- 元方事業者による統括安全衛生管理等の徹底



【フルハーネス型安全帯】

製造業対策

【目標】2022年までに死傷者数を2017年より5%以上減少させて90人以下に

- 危険箇所への覆いの設置等機械の本質安全化の推進
- リスクアセスメントの実施、作業手順の作成等の指導
- 地域、業界単位で組織する団体の災害防止活動の支援活動の促進

林業対策

【目標】2022年までに死傷者数を2017年より5%以上減少させて15人以下に

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」による伐木作業の周知・徹底
- 鳥取県林業労働災害防止連絡協議会の構成団体との連携
- チェーンソー指導員による現場指導

陸上貨物運送事業対策

【目標】2022年までに死傷者数を2017年より減少

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知と保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底
- 荷主事業者に対する長時間の荷待ち時間の削減、荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等の要請

小売業、社会福祉施設業対策

【目標】2022年までに死傷者数を2017年より減少

- 転倒災害防止の取組の推進
- 業界団体等と連携した説明会の開催
- 複数の店舗や施設を運営する企業の本社・本部への指導
- 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の推進
- 事業場における安全推進者の選任と職務の遂行等の推進

健康確保対策

メンタルヘルス対策

【目標】① 職場に事業所外資源を含めた相談先のある労働者の割合を70%以上に
② ストレスチェック結果に基づく集団分析を行った事業場の割合を80%以上に

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組の推進
- 労働者が安心して相談を受けられる環境整備推進のための事業場内、事業場外資源の相談窓口の周知
- 高ストレス者への医師による面接指導の勧奨の推進
- 集団分析結果を活用した職場環境改善の取組の推進
- 鳥取産業保健総合支援センター、地域産業保健センターとの連携によるメンタルヘルス対策の取組の推進

熱中症予防対策

【目標】熱中症による死傷者数を12次防期間中より減少

- 建設業、製造業を中心に、熱順化への対策と取組の周知
- JIS規格に適合したWBGT値測定器の普及
- 夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場におけるWBGT値の測定とその結果に基づく必要な措置の徹底

【一口メモ】 労働災害防止推進計画とは

労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が5年間にわたる労働災害防止計画を示し、各地方局ではこれに基づきそれぞれの地方局に応じた労働災害防止推進計画を策定しています。

鳥取労働局では、昭和33年に第1次労働災害防止推進計画を策定しました。その後、死傷者数は昭和37年の2,427人をピークに減少し、平成29年は約5分の1の507人となりました。

「鳥取労働局第13次労働災害防止推進計画」は鳥取労働局ホームページに掲載しています。



鳥取労働局
鳥取・米子・倉吉各労働基準監督署